一六五　視聴覚的実演に関する北京条約の効力発生に関する件　〇財務省　二八　89　三〇　一

八五　株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件の一部を改正する件　一　六

八六　歳入徴収官事務規程第十二条の二及び第二十八条の三第五項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件　一　六

八七―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　75　五

九四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　75　一二

九五―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　75　五

九八―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　76　六

一〇二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　76　八

一〇三―一〇四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　76　八

一〇五　歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件　一〇　76　八　一四

一〇六―一〇七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二四　87　一二

一〇八　中華人民共和国産トルエンジイソシアナートの不当廉売関税について課税期間が満了した件　二七　五

一〇九　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件　三〇　90　四三

一一〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　〇財務省、農林水産省　三〇　90　四三

七　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項の規定に基づき同項の資金を指定する件の一部を改正する件　一　67　三〇

八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　83　三三

九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　83　三三

一〇　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　83　三四

一一　農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件　三〇　四

〇財務省、農林水産省、経済産業省　事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針の一部を変更する件　一　67　三〇

〇文部科学省　四　平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件　一　67　三一

四七　文化財を登録文化財に登録する件　三　71　四

四八　登録有形文化財の登録を抹消する件　三　71　七

四九―五〇　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　六　一

五一　令和二年文部科学省告示第二十六号をもって指定した対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域について、指定を解除した旨を告示する件　八　74　一

五二　学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示　九　75　一四

五三　学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示　九　75　一六

五四―五五　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一五　80　一五

五六　〇文部科学省、経済産業省　電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件　一　67　一三

三六　〇文化庁　重要文化財（建造物）を管理すべき地方公共団体を指定する件　二〇　四

三七―四六　著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　〇厚生労働省　二〇　83　三四

一六六　臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の一部を改正する告示　一　67　二四

一六七　電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律第一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する発電事業者の一部を改正する件　一　67　二九

一六八　電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の一部を改正する件　一　67　二九

一六九―一七〇　〃　租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組の一部を改正する件　一　67　二四

一七一　自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第四条第一項の指定をした旨を公示する件　一　67　二四　三五